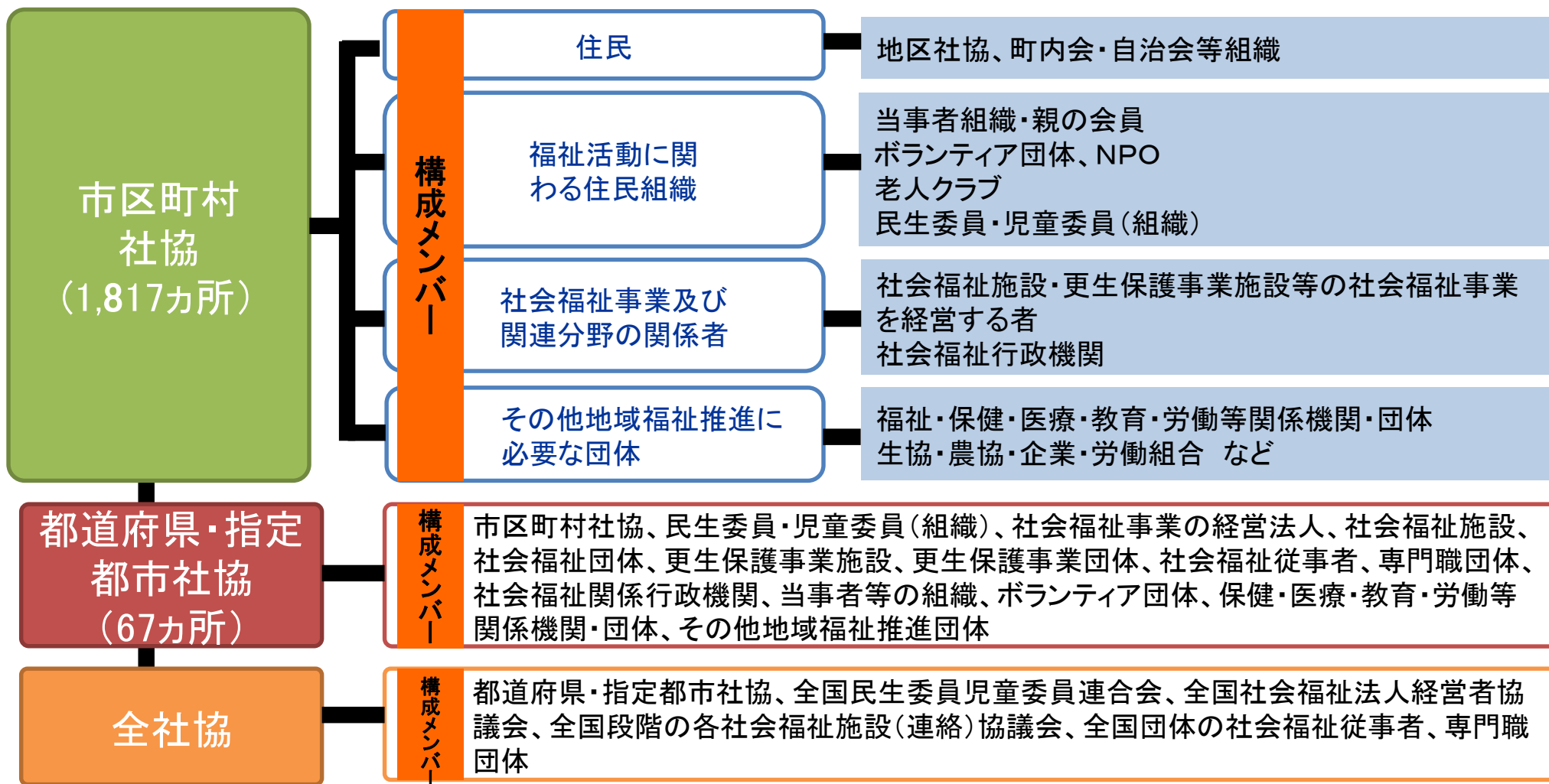


1.社会福祉協議会の組織

- すべての市区町村、都道府県・指定都市、全国の段階に組織されている民間非営利組織。
- 「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として社会福祉法に規定。



2. 社協の使命、活動原則

社協の使命 (市区町村社協経営指針)

市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、**地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み**、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「**ともに生きる豊かな地域社会**」づくりを推進することを使命とする。

社協の活動原則 (新・社協基本要項)

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動主体の原則
- ③民間性の原則
- ④公私協働の原則
- ⑤専門性の原則

活動の特徴

- ⇒住民のニーズを把握し、そのニーズに立脚した活動を進める。
- ⇒一人のニーズから地域全体の課題を考え、住民と一緒に問題解決に取り組む。
- ⇒幅広い公私の福祉関係者、多分野と連携・協働する。(プラットフォーム)



誰もが社会参加できる地域をめざします

社協は、住民一人ひとりが身近な地域で相互に交流したり、また、地域の課題に関心を持って話し合ったり学び合うなど、誰もが地域の一員として参加しやすい場づくりを進めています。

3. 社会福祉協議会の事業・活動



住民参加による地域福祉活動、地域づくりの推進

交流の場や居場所づくり(ふれあい・いきいきサロン等)

- 地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動
- 高齢者を中心としたサロンだけでなく、障害がある人のサロン、子育てサロン、ひきこもりの人が参加しやすいサロン等、多様な居場所づくりを実施。



見守り活動
(小地域ネットワーク)

- 小地域を単位として、高齢者や障害者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開する取り組み。
- 電気・ガス・水道事業者、新聞販売店、生協、地域の商店等と連携した活動も広がっている。



住民主体の
生活支援
サービス

- 日常生活の困りごとに対応する、住民同士の支え合い活動。
- 低額の利用料を設定し、有償で行われる場合が多い(活動の継続性確保や依頼する側の気兼ねを取り除くため)。
- 配食サービス、移動サービス、清掃や草取り、電球交換、小規模修繕等のお助けサービス



当事者組織の立ち上げ・支援

- 同じような経験や境遇を持つ人たちが集まり、悩みを分かち合い、解決のために学び、発信し、支え合っていく組織づくり。
- ひとり親家庭の会、家族介護者の集い、ひきこもりの家族会、障害者の当事者グループ等



住民の活動拠点づくり

- 誰でも気軽に立ち寄れる活動拠点づくり。地区社協等の事務所となっていたり、専任スタッフやボランティアが常駐し、福祉の相談窓口機能等を有している場合もある。
- ボランティアグループや当事者組織、サロン、子ども食堂等の活動場所としても活用。



地域福祉を推進する住民組織の支援

- 住民が主体となって、地域生活課題を把握し、話し合いを行って、必要な活動に取り組む組織づくり。
- 地区社協や校区福祉委員会等の名称で小学校～中学校区域で設置される場合が多い。

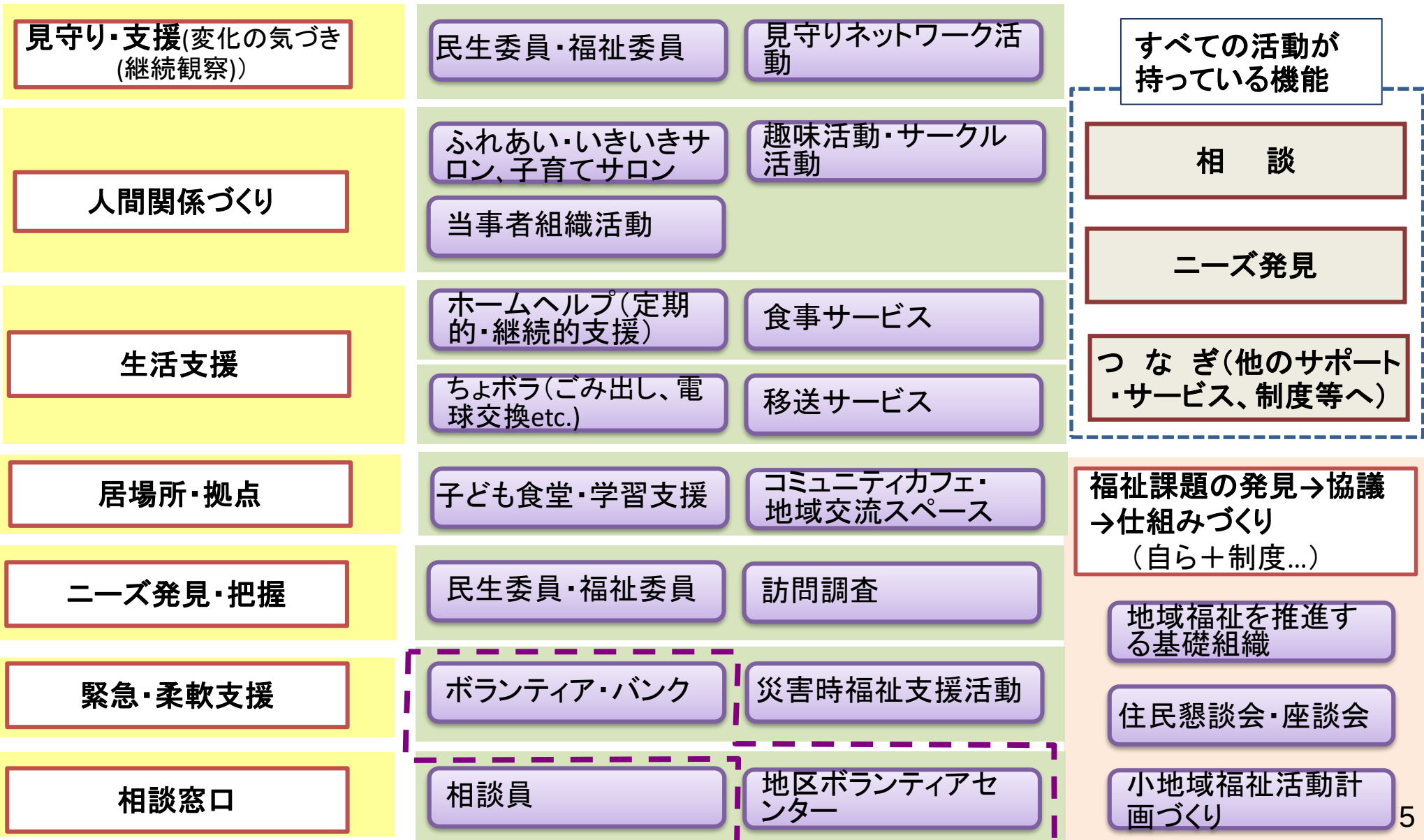
地域福祉活動計画づくり

- 地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に策定する民間の活動・行動計画。
- 行政による地域福祉計画と連動し、一体的に策定されることも多い。



地域において支援を要する人・世帯を支えるのに求められている機能と活動

活動形態



相談支援、権利擁護

福祉総合相談・ 専門相談

- 「どこに相談したらよいか分からない」相談も含めて受け止め、必要に応じて関係機関につなぐ。
- 弁護士、司法書士による法律相談等の専門相談を定期的に行っている社協もある。

生活福祉資金 貸付事業

- 低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。
- 都道府県社協を実施主体とし、市区町村社協が窓口となって実施している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し生活に困窮する人への「特例貸付」を実施。

日常生活自立支援 事業

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う。

権利擁護センター、 法人後見

- 成年後見制度の利用に関する相談や市民後見人の育成・支援等を実施。
- 社協として法人後見を受任し、身上保護や財産管理を行う。

生活困窮者 自立支援

- 自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業等を実施
- 独自の小口資金貸付やフードバンク事業等も行われている。

各種相談支援事業 等

- 地域包括支援センター、基幹相談支援センター等
- 相談支援機関のネットワークづくり、多職種の研修会開催



ボランティア・市民活動センター



ボランティアに関する
相談、マッチング

ボランティア養成

ボランティアグループ
やNPO支援

福祉教育

- ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介。
- NPO・ボランティア団体等の活動支援や講座やセミナーなどの学習の機会の創出。
- 企業の社会貢献活動や大学との連携・協働によるボランティア・市民活動の展開。
- 福祉教育として、小中学校、高校の総合学習等との連携により子どもたちの福祉の学びを支援するほか、地域住民への生涯学習として、福祉やボランティアに関する広報啓発、住民が地域の福祉について話し合う住民座談会等の取り組みが行われている。

災害対応、被災地・被災者支援

災害ボランティア
センター

- 災害(地震・風水害など)が発生した際、被災した人たちや地域を支援するために、災害ボランティアセンターを設置。被災者のニーズを把握し、ボランティアをマッチングする。
- 「被災者中心」「地元主体」「協働」を三原則として、ボランティア活動を通じた被災地・被災者支援のため、様々な支援・調整を行う

生活支援相談員

- 戸別訪問による見守り、相談支援やサロン活動等を通じたコミュニティの再建

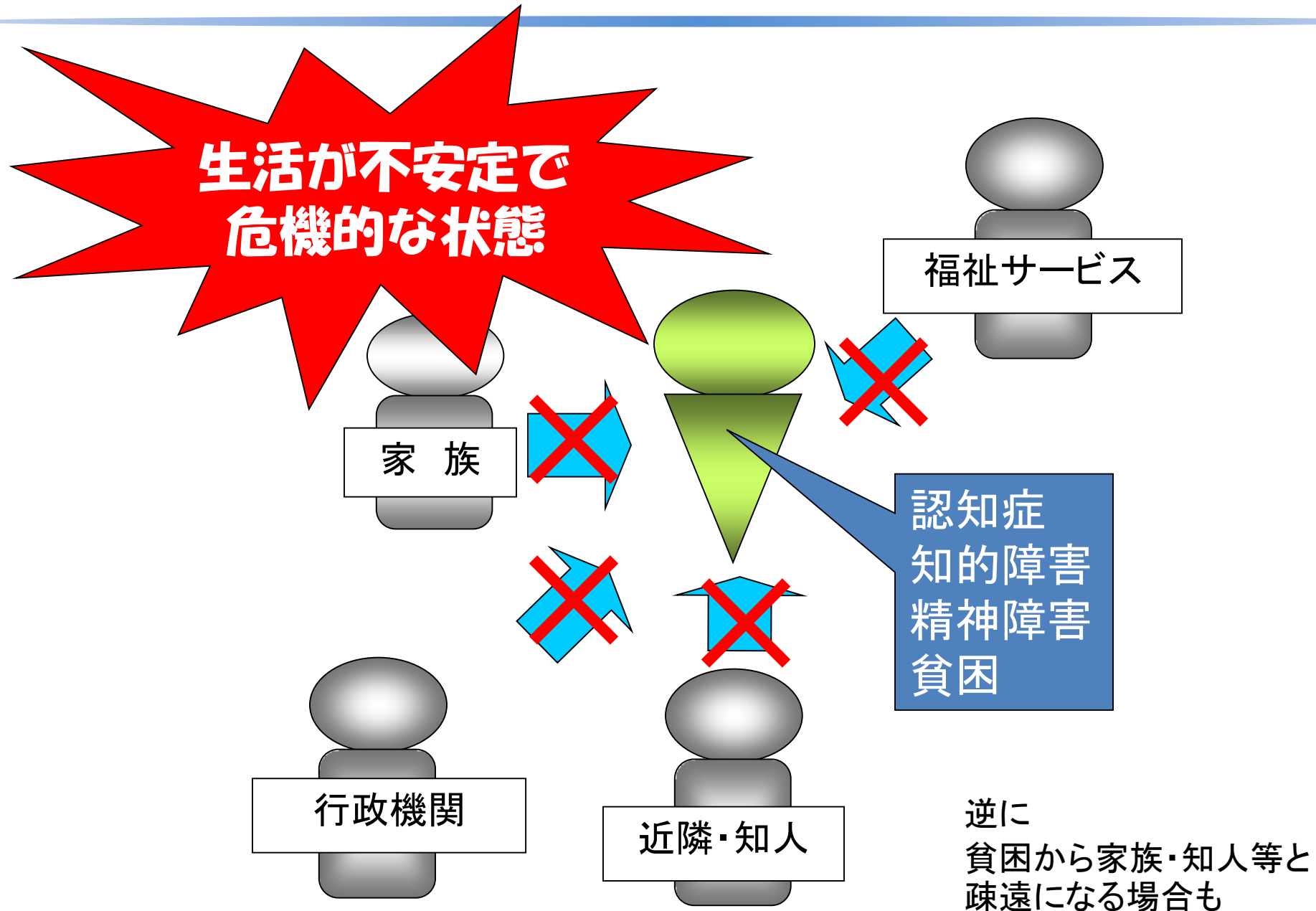


さまざまな制度の狭間の問題の発生

- 今日、**少子高齢化の進展や社会的孤立の広がり**により、「**生活困窮、虐待、引きこもり、孤立死など生活課題の深刻化**」、「**8050問題など複合課題を抱えた世帯の増加**」「**買い物や移動支援、食事などのきめ細かな生活支援ニーズの広がり**」など、**縦割りの制度では解決できない、また、制度だけでは解決が難しくなっている。**
- このため、**縦割りの制度の枠を越えた総合的対応と、制度外の社会資源づくり・対応**が求められている。
- 具体的に、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域住民等による見守り・助け合い活動やボランティア活動とともに、社会福祉法人の地域公益活動、さらにはNPO法人や生協・農協などの公益団体の活動、民間企業等の社会貢献活動など、**多様な主体が協働する地域の支え合いの仕組みづくりが不可欠**になっている。

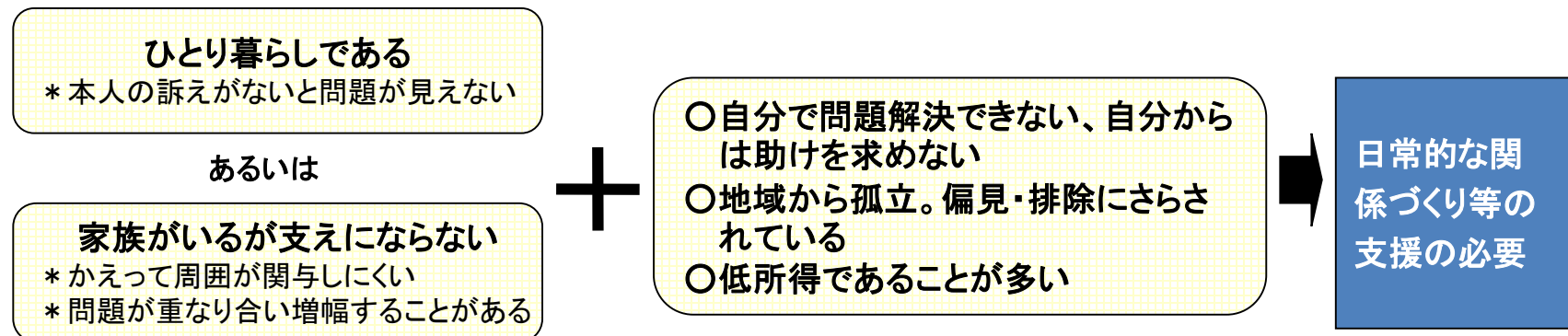


孤独・孤立は生活を一層不安定に、そして危機的な状態を出す



ひとり暮らし、あるいは家族がいても支えにならない、その上、地域から孤立していたり、判断能力が不十分等により自ら問題解決に向かうことができない状態にある人々（問題解決能力が不十分かつ家族や友人、地域などの身近なセーフティネットがうまく働かない状態にある人々）

- ⇒ 問題が潜在化、深刻化しやすい。
- ⇒ 特に意識して周囲から働きかけ、必要な支援に結びつけることが必要



(例えば)

- 一人暮らしで、消費者被害にあっても自覚がない。
- 一人暮らしで、困ったときに手助けを頼める関係を持っていない。
- 長期失業で引きこもってしまい親族や地域の付き合いが断絶し、身近に手助けを求められる人がいない。
- 認知症の母と精神障害の息子の世帯で、問題が生じてもどちらも問題解決能力がなく解決に向かえない
- 家族による虐待や権利侵害があるが、サービス利用を拒絶し外との接触をもたない。

など